

独立行政法人 国立病院機構の概要

1. 設立目的

医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成 16 年 4 月 1 日

3. 役職員数（平成 25 年 1 月 1 日現在）

役員	15 名（理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 11 名（うち非常勤 9 名）、監事 2 名（うち非常勤 1 名））
職員	55,534 名

※ 特定独立行政法人（役職員の身分は国家公務員）

4. 業務概要

（1）医療を提供すること（診療事業）

- ・患者の目線に立った医療の提供
- ・クリティカルパスの活用や臨床評価指標の作成など質の高い医療の提供
- ・医療安全対策の充実など安心・安全な医療の提供
- ・セーフティーネット領域の医療や、5 疾病・5 事業など国の医療政策として担うべき医療の実施

（2）医療に関する調査及び研究を行うこと（臨床研究事業等）

- ・ネットワークを活用した EBM のためのエビデンスづくりの推進
- ・高度・先端医療技術の臨床導入の推進
- ・質の高い治験の実施
- ・診療情報を用いた分析

（3）医療に関する技術者の研修を行うこと（教育研修事業）

- ・質の高い医療従事者の養成
- ・地域医療に貢献する研修事業の充実

（4）（1）～（3）に附帯する業務を行うこと

(参考)

- ・セーフティーネット領域の医療：重症心身障害、筋ジストロフィー、結核、心神喪失者医療観察法に基づく医療等
- ・5 疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患
- ・5 事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療

5. 組織の規模（平成25年4月1日現在）

病院数：144病院

運営病床数：51,897床

一般病床 45,784床

療養病床 120床

結核病床 1,878床

精神病床 4,065床

感染症病床 50床



独立行政法人国立病院機構の概要

1. 設立

- 平成16年4月1日
- 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）を根拠法として設立された特定独立行政法人

2. 機構の行う業務

- ① 医療を提供すること
- ② 医療に関する調査及び研究を行うこと
- ③ 医療に関する技術者の研修を行うこと
- ④ 上記に付帯する業務を行うこと

3. 組織の規模（平成25年4月1日現在）

病院数 : 144病院
運営病床数 : 51,897床（全国シェア3.5%）

一般病床	療養病床	結核病床	精神病床	感染症病床	計
45,784	120	1,878	4,065	50	51,897

臨床研究センター : 12病院
臨床研究部 : 72病院
附属看護師等養成所

看護師課程 : 39校
助産師課程 : 5校
リハビリテーション学院 : 1校

☆国立病院機構の病床シェア （政策医療のセーフティネット）

1 : 心神喪失者等医療観察法 : 58.8%
2 : 筋ジストロフィー : 95.7%
3 : 重症心身障害 : 39.1%
4 : 結核 : 37.1%

国立病院機構の理念

私たち国立病院機構は
国民一人ひとりの健康と我が国の医療の向上のために
たゆまぬ意識改革を行い、健全な経営のもとに
患者の目線に立って懇切丁寧に医療を提供し
質の高い臨床研究、教育研修の推進につとめます

4. 患者数（平成24年度実績）

入院患者数（1日平均） 43,674人（対23年度 △395人）
外来患者数（1日平均） 48,354人（対23年度 +334人）

5. 役職員数（常勤）

役員数 5人（平成25年4月1日現在）
職員数 55,534人（平成25年1月1日現在）
※医師6千人、看護師36千人、その他14千人
【看護職の副院長を1病院に設置】

6. 財務

各病院が自己の診療収入により収支相償を目指しています。
平成24年度は、国立病院機構全体で経常利益498億円（経常収支率105.8%）であり、法人発足以降、経常収支プラスを維持しています。

また、個々の病院においても、法人発足時の平成16年度決算（経常収支）において74病院（再編成実施病院除く）あった赤字病院が、平成24年度決算では19病院（△55病院）となり、収支改善が進んでいます。